

食事提供体制加算の継続を求める緊急要請書

貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より、社会福祉の増進にご尽力をいただいておりますことに深く感謝申し上げます。

さて、先日、11月27日に開催された、第15回「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」で、突然、食事提供体制加算の廃止が提案されました。

食事提供体制加算が廃止されれば、障害のある利用者の大幅な負担増となるか、または事業者の大幅減収となります。食事提供は、利用者の日々の健康保持とも切り離せないものであり、過去三回の報酬改定の際の延長も、本措置が必要であることの証明であります。

障害者の利用者負担については、厚生労働省（国）と障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団との基本合意（平成22年1月）や「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」（平成23年8月）も経て、順次軽減されてきました。今回の食事提供体制加算の廃止に伴う利用者負担の発生は、今後の支援に対する利用者負担の回帰の端緒となるものとの懸念も生まれています。つきましては、貴職に以下の要請をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 現在進められている報酬改定の検討の中で、食事提供体制加算の廃止は行なわないよう、厚生労働省に働きかけてください。

《廃止によって困ることや影響について、他》

ごはんのおかねがいたたくたとこ
こまいます

住所

団体名または氏名

※団体の場合は代表者氏名

食事提供体制加算の継続を求める「訴え」より

給食は「命綱」

- 後期高齢者の母親です。43歳の自閉症の娘と2人年金でなんとか暮らしを続けています。負担が倍になると次は何を削るのかと悩みます。
- 給食費が上がることで、一日の工賃より給食費が高くなってしまいう事業所もあります。障害のあるなし（あるいは障害の重い軽い）にかかわらず、働く意味、喜びを得る権利を守れない状況になるのではないのでしょうか。
- グループホームで生活する人たちは、家賃に光熱費・・・もうそれだけで手元に残るお金はほとんどありません。わずかな親の蓄えを取り崩します。今回のそのささやかな食事さえ切り詰めよと言う・・・憲法 25 条が堂々とある国とは到底思えません。
- 親亡き後、年金と給料でホームに入り、食事をして病院に行けて元気に生活していくことが親の切なる願いです。その願いが叶えられるためにも食事提供体制加算の継続を願います。
- 親がいる間は助けたいですが、親も老齢で年金生活です。親がなくなった後はどうなるのでしょうか。
- 所得保障のないまま実費負担を増大させることは、障害のある人のサービス利用を大きく阻害するものとなることは明らかです。違憲訴訟での基本合意の「実費負担」の考え方も踏みこむものとして強く反対します。

給食は支援そのもの

- 自閉症により極度の感覚障害をもつ息子の母。偏食にはとても苦労している。給食を通じて気持ちを発信する力が出て、職員との信頼関係が芽生えている。障害を持つ子にとって食事は単に与えたらよいというのではなく、生活能力の向上にも密接に影響する。
- 毎日暖かいご飯が食べられなくなることはいやです。自分で栄養の管理はできないので、この加算は生きるために大切なので止めないで。
- 生活するための必要な支援であり福祉のはず。まさに、いのちをつなぐ支援が給食であり、材料費以外の人件費は公費によって支援するのが食事提供加算の目的だったはず。それが、行政として果たすべき最低限の責務でした。それにもかかわらず、食事提供にかかるコストすべてを全額利用者負担にするというのでは、「施設を利用するな」「生きる価値がない」と言われているも同然。・・・障害のある仲間たちのいのちの重さを国はどう考えているのか、まさにその基本が問われる問題です。
- 障害特性からくる食べ方の工夫（きざみ）を丁寧に行うことで食べるものが増え、そのことで食べ物以外のものも少しずつ受け入れられるようになるきっかけにもなっている重要な支援です。～廃止されることは障害をもつ人の生活を豊かにする機会を奪う人権侵害です！！
- 障害者、特に知的障害をもつ方の「食支援」の重要性を適切に調査してください。単に「食べる」だけであない意義や「食べる」ことすら困難な実態が見えてくると思います。

出典：「食事提供体制加算の継続を求める緊急要請書」より倉林明子事務所作成